

日バス協技第295号

令和7年10月7日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 清水 一郎

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和7年度緊急対策の実施について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長、安全政策課長及び整備課長より別添のとおり周知依頼がありました。

各都道府県バス協会におかれては、傘下会員事業者に対してポスターやチラシ等により適切なタイヤ脱着作業等の実施について周知を図るとともに、傘下会員事業者において事故防止対策の積極的な取組を実施いただきますよう周知をお願いいたします。

担当：技術部（三宅・池田）

電話：03-3216-4015

国 自 貨 第 3 4 7 号
国 自 安 第 8 9 号
国 自 整 第 1 3 0 号
令 和 7 年 9 月 3 0 日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省
物流・自動車局貨物流通事業課長
安 全 政 策 課 長
自 動 車 整 備 課 長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和7年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止につきましては、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和6年度の事故発生件数は120件（うち3件は人身事故）となり、前年度より22件減少したものの依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和7年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしましたので、傘下会員に対し周知されるとともに、車輪脱落事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

なお、各地方運輸局等あてに別紙により通知していることを申し添えます。